



■商工会費口座振替及び納入のお願い

先日、ご報告いただきました会費調査書に基づき、ご指定の預金口座から商工会費を**5月25日(金)**に引き落とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、現金納付の方は、**25日**までにお手数でも商工会窓口へご持参下さい。

通常総会 ご出席のお願い

第33回通常総会が下記にて開催されます。商工会の総会は、会社で言えば株主総会にあたる大事な会議ですので、ぜひご出席ください。

1. 日時 平成30年5月16日(水) 15時~
2. 会場 吉川商工会館

※事務連絡員さんを通じて、ご案内しております。

▼金利のお知らせ

(株)日本金融公庫

普通 1.16-2.40%
丸経 1.11%

産業育成資金

信保付 1.7-2.20%

貯蓄共済資金

信保付 2.75-4.0%

※信保付の場合は、市より各種補給があります。随時、受付けています。

H30.4.11 現在

上越市店舗等改装促進事業募集のご案内

上越市では、市内の施工業者に発注し、中小企業者が市内の小売店舗等の改装を行う場合などに、費用の一部を補助します。

- ①受付 平成30年5月10日(木)~12月14日(金)
- ②補助金額 補助対象事業費の1/2以下(上限20万円)

※事業費総額10万円以上が対象となります。

- ③予算総額 2,700万円 ※申込は先着順です。
- ③補助対象者

市税を完納し、市の区域内に住所又は主たる事業所を有すること等。

- ④補助対象事業

- ・個店の増築、改築、内外装工事
- ・事業用備品または事業用設備の導入

※市内に本社のある施工業者・販売業者に有料で発注する場合に限り、事務室、車庫、物置等の工事、車の購入は対象外です。

※平成29年度に活用された方も申請可能です。

※補助を受けようとする人は、必ず工事を行う前に申請し、補助金の交付決定を受けてから事業に着手してください。着手後の申請は出来ません。

◆詳細は、総合事務所または商工会にお問い合わせください。

小規模事業者持続化補助金公募開始のお知らせ!

- ◆対象者：小規模事業者(製造業等は従業員20人以下、商業・サービス業は従業員5人以下)
- ◆対象事業(想定される取り組みの例)
 - ・新たな販促用チラシの作成、送付
 - ・新たな販促用PR(マスコミでの広告等)
 - ・集客力を高めるための店舗改装
 - ・商品パッケージ(包装)のデザイン改良
- ◆補助率・補助金額上限
補助対象経費の3分の2で上限50万円
- ◆(税別75万円の事業費に対し、50万円補助)
- ◆商工会の受付締切
平成30年5月18日(金)
- ◆商工会が「事業支援計画書」を発行した後に、5月末日まで(当日消印有効)に県連合会へ申請書類を送付いただきます。
- ◆採択者発表
平成30年7月中旬(予定)

国では、経営計画に基づく販路開拓等の取り組みを支援するため、経費の一部を補助します。**29年度補正予算追加公募が3月9日から開始されました。**申込には綿密な経営計画の作成が必要です! 検討される方は事前に商工会へご相談ください。



マル経設備資金利子補給

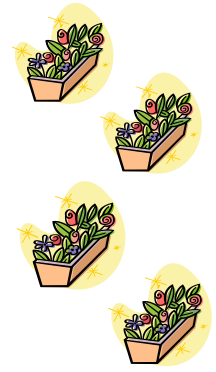
上越市内の13商工会では、今年度も上越市とともにマル経融資の設備資金借入について、利子補給を行います。設備投資(事業用車両の入替も対象です!)を検討されている方は、商工会へぜひご相談ください。

マル経融資利率(H30.4.11 現在)	1.11%
上越市と商工会の利子補給	△0.70%
初年度実質金利	0.41%

花いっぱい運動

商工会女性部

例年、商工会女性部では「花いっぱい運動」として商工会館前と旧役場前の花壇に花を植え、地域の美化に一助しています。今年は、5月1日(火)に整備を行いました。



(たいへん、お疲れさまでした(^^))



(旧役場の様子)

中退共
CHU-TAI-KYO

**中小企業の退職金
国の制度が
サポートします。**

**中小企業退職金
共済制度なら！**

- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は全額非課税。手数料も不要です。
- 社外積立型なので管理が簡単です。
- パートタイマーさんも加入できます。

お気軽にお問合せください
(独)勤労者退職金共済機構 **中小企業退職金共済事業本部**
〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を中小機構がサポートします

中小機構
小規模企業共済 検索
TEL:050-5541-7171 (共済相談室) www.smrj.go.jp/skyosai